

山村振興計画（産業振興施策促進事項含む）を策定しました。

山村振興計画の概要

1 計画の概要

市では、山村振興法に基づき、**国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の重要な役割を担っている山村地域の森林等の保全、産業基盤及び生活環境の整備等**を図ることを目的として「伊賀市山村振興計画」を策定しました。

2 対象となる地域

計画の対象となる振興山村地域は、山村振興法に基づき指定されており、伊賀市では、**旧丸柱村、旧玉滝村、旧布引村、旧阿波村、旧上津村、旧矢持村**の区域になります。

3 計画の期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日迄の概ね5年間としています。

産業振興施策促進事項の概要

1 促進事項の概要

山村振興計画の策定にあわせて、**振興山村における地域資源を活用する製造業や農林水産物販売業における設備投資等**を促すことを目的に、「産業振興施策促進事項」も策定しました。

2 対象となる地域

山村振興法に基づき指定されている、**旧丸柱村、旧玉滝村、旧布引村、旧阿波村、旧上津村、旧矢持村**の区域になります。（山村振興計画と同区域）

計画を策定したことで活用できること

山村活性化支援交付金【※詳細は農林水産省HPを参照】

山村振興法に基づき指定された振興山村において、**農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等**を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための**ソフト活動**（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を図る取組の試行実践等を支援します。

○交付率：定額（1地区あたり上限1,000万円）

○事業実施主体：地域協議会、市町村等

○実施期間：上限3年

○対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村
※市町村が山村振興計画を策定している
※その他要件はパンフレットを参照